

地方自治法の一部を改正する法律（「指定地域共同活動団体」制度）の概要について

1 概要

第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」（令和5年12月21日）を受けた対応として、「指定地域共同活動団体」制度の創設を盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律」が先の通常国会で成立し、本年9月26日に施行されることとなった。

この法改正に関し、今後、本市において「指定地域共同活動団体」制度を導入する場合には、現在作成中の「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」に当該団体の指定要件等を盛り込むかどうかの検討が必要になるなどの影響が想定される。

2 「指定地域共同活動団体」制度の概要（地方自治法の一部を改正する法律から一部抜粋・要約）

(1) 市町村の義務

市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにしなければならない。

(2) 指定地域共同活動団体の要件

市町村長は、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体等で、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。

ア 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。

イ 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

ウ 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。

エ このほか、条例で定める要件を備えること。

(3) 特定地域共同活動への支援及び活動状況等の公表

- 市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。

- 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該特定地域共同活動に対する支援の状況について公表するものとする。

(4) 活動間の調整

指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができる。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならない。

(5) 随意契約による市町村の事務の委託

市町村は、当該市町村の事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、随意契約によることができる。

(6) 行政財産の貸付

市町村は、当該特定地域共同活動の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。

(7) 特定地域共同活動等の報告

市町村長は、当該指定地域共同活動団体に対し、当該特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(8) 違反等に関する取扱い

- 市町村長は、指定地域共同活動団体が要件を欠くに至ったと認めるとき等においては、当該指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 市町村長は、指定地域共同活動団体が要件を欠くに至ったと認める場合等においては、その指定を取り消すことができる。

参考 第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」
(令和5年12月21日)から一部抜粋

公共私の変携

地域における共助の仕組みを支える主体間の変携

地域社会においては、今後、様々な課題や資源制約が顕在化することが想定される。また、人口減少による市場の縮小は、民間事業者の撤退やサービスの縮小にもつながり、地域社会を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となっていく。こうした環境変化によって生じる、人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が変携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要である。

こうした観点から、例えば、安心安全な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて地域運営を持続可能なものとする変携・協働の多様な仕組みづくりを進めている事例が見られる。地域の多様な主体による変携・協働の仕組みは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものである。地域の課題を共有し、解決していくため、多様な主体が参画し、変携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく仕組み(プラットフォーム)を市町村が構築し、その活動を下支えすることにより、人々が快適で安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する取組は、今後、重要性を増していくと考えられる。

一方で、このようなプラットフォームの多くは、活動資金、担い手となる人材や運営ノウハウ、他団体との変携などに課題を抱えており、継続的な活動を行っていく上での障壁となっている。これらの課題を解決していくためには、自主的な取組を行えるような環境を構築することに主眼を置きつつも、活動資金の助成、活動拠点や情報共有の場の提供、他団体との連絡・調整など、必要に応じ、市町村が支援を行っていくことが考えられる。

このような変携・協働のプラットフォームは、地域社会の様々な主体に対して開かれたものである必要がある。このことを踏まえ、変携・協働のプラットフォームについては、民主的で、透明性のある運用がなされ、その前提として、参加する主体の構成員が制限されず開放されたものになるようにする取組を併せて行っていくことも重要である。また、人材の確保・育成については、民間企業との変携など公共私をつなぐブリッジ人材などの活用も考えられ、運営ノウハウや団体間の変携コーディネーターとして必要なスキルなどを習得する場を、市町村が提供することも考えられる。

実際、市町村においては、一定の要件を満たした団体を条例に位置付け、意見具申等を通じて団体の意見を市町村の政策決定に反映させることや、市町村から団体に対して必要な支援を行うことなどを明確化する取組が見られる。

このような実情を踏まえ、市町村が構築した変携・協働のプラットフォームにおいて、多様な主体が活躍できるようにするため、様々な関係者と変携・協働して地域課題の解決に取り組む主体については、法律上も、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようにする選択肢を用意して、活動環境を整備していくことが考えられる。この場合に、民主的で透明性のある運営や構成員の開放性を担保する必要があるため、そうした前提を満たした上で、このような主体に求められる具体的な要件及び役割の設定や、市町村による支援の具体的な方法については、市町村の自主性・主体性が尊重され、地域の実情に応じた取組ができるようにする必要がある。